

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月18日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）



専決第6号

# 処 分 書

平成29年度 新居浜市一般会計補正予算(第8号)について

平成29年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

## 平成29年度 新居浜市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,341,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,714,692	489,700	19,204,392
	1. 市民税	7,439,944	489,700	7,929,644
6. 地方消費税交付金		2,000,000	20,000	2,020,000
	1. 地方消費税交付金	2,000,000	20,000	2,020,000
歳入合計		50,832,130	509,700	51,341,830

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,341,388	490,000	5,831,388
	1. 総務管理費	4,551,958	490,000	5,041,958
7. 商工費		2,309,560	19,700	2,329,260
	1. 商工費	2,309,560	19,700	2,329,260
歳出合計		50,832,130	509,700	51,341,830

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

第2表 繰越明許費補正

追加 千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	三世代同居促進事業費	3,000